

様式第2号(第9条関係)

会議録

会 議 の 名 称		令和8年度第1回 ふじみ野市学校給食センター運営審議会			
開 催 日 時		令和8年8月5日(水) 開会時刻 午後2時00分 閉会時刻 午後3時30分			
開 催 場 所		ふじみ野市役所第2庁舎3階 B301会議室			
出席した者の氏名		役職名	氏名	役職名	氏名
		会長	石原 庸司	事務局	山崎 純
		副会長	諏訪 太介	事務局	熊谷 正史
		委員	清水 愛子	事務局	寺沢 武
		委員	山崎 美穂	事務局	泉保 知加子
		委員	若林 智絵	事務局	紺野 敦子
		委員	原島 日菜		
		委員	立麻 典子		
		委員	関根 康二		
会 議 の 議 題		(1)会長及び副会長の選出について (2)令和7年度ふじみ野市学校給食の実施報告について (3)令和8年度ふじみ野市学校給食の実施について (4)ふじみ野市の学校給食における食物アレルギー対応について			
会 議 の 公 開 又 は 非 公 開 の 別		公開			
傍 聴 人 の 数		0人			
発 言 の 内 容		別紙「発言の要旨」のとおり			
会 議 資 料		資料1 令和7年度ふじみ野市学校給食の実施報告について 資料2 令和8年度学校給食実施計画 資料3 令和8年度学校給食費徴収計画 資料4 ふじみ野市学校給食における食物アレルギー対応について 資料5 ふじみ野市学校給食センター設置条例 資料6 ふじみ野市学校給食センター運営審議会設置規則 資料7 ふじみ野市学校給食センター運営審議会委員名簿			
事 務 局		教育委員会教育部学校給食課			
議事の確定	確 定 年 月 日	令和8年9月9日			
	記 名 押 印	役職名 ふじみ野市学校給食センター運営審議会会長 ____ 石川 庸司 ____ (印)			

別紙

発言の要旨

発言者	発言の要旨
事務局	<p>審議に入ります前に、本日の出席者数を御報告いたします。</p> <p>本日の出席者は8名で、委員10名の半数を超えておりますので、「ふじみ野市学校給食センター運営審議会設置規則」第5条第2項の規定に基づき、本日の会の開催は有効となることを御報告いたします。</p> <p>続きまして、学校給食課事務局の職員を紹介させていただきます。</p> <p>(学校給食課事務局の職員紹介)</p> <p>どうぞ、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、本審議会は「ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則」により傍聴の対象となっております。現在は傍聴者はありませんが、途中からいらっしゃるようであればその都度受け付けますので御了承ください。</p> <p>それでは只今より、令和8年度第1回ふじみ野市学校給食センター運営審議会を開会いたします。まずは、お手元の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(配付資料の確認)</p> <p>不足の資料などございませんでしょうか。</p> <p>ここで、委員の皆様にもお一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>(各委員の自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは資料6を御覧ください。「ふじみ野市学校給食センター運営審議会設置規則」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長となるとありますが、会長、副会長の両名が決まるまでの間、学校給食課長が仮議長として、議事の進行を務めさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。</p>
委員一同	《異議なし》
仮議長	<p>それでは、私のほうで進行を務めさせていただきます。</p> <p>議事に入らせていただきます。次第に基づきまして(2)①「会長及び副会長の選出について」を議題とします。</p>

発言者	発言の要旨
仮議長	<p>資料6「運営審議会設置規則」第4条の規定により、会長、副会長それぞれ1名を委員の互選で決めることになっております。</p> <p>会長又は副会長に立候補いただける方は、いらっしゃいますか。</p> <p>ただいま、石原委員が会長に、諏訪委員が副会長に立候補の挙手がありました。このお二人を選出することについて、御異議ございますか。</p>
委員一同	《異議なし》
仮議長	<p>それでは、石原委員を会長に、諏訪委員を副会長に決定させていただきます。</p> <p>ここで私の仮議長の職を解きまして、ここからの進行につきましては、「ふじみ野市学校給食センター運営審議会設置規則」第5条第1項の規定により石原会長にお願いしたいと存じます。</p>
石原会長	<p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>議題②の「令和7年度ふじみ野市学校給食の実施報告について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(資料1に沿って説明)</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見や御質問などございましたらお願いします。</p>
委員一同	《なし》
石原会長	無いようなので、議題②を了承してよろしいでしょうか。
委員一同	《異議なし》
石原会長	<p>議題②について了承いたします。</p> <p>次に議題③の「令和8年度ふじみ野市学校給食の実施について」の説明を事務局からお願いします。</p> <p>(資料2・3に沿って説明)</p>
事務局	<p>令和8年度の実施内容で補足説明をさせていただきます。</p> <p>これから説明する内容は決定事項ではございませんが、委員の皆様には知っておいていただきたい内容ですので説明させていただきます。</p>

発言者	発言の要旨
事務局	<p>先程説明しましたとおり、現在本市では国及び県の交付金を活用して小学校の給食費の無償化を実施しているところです。この交付金の活用方法として、やむを得ない事情により恒常的に給食を喫食できない児童に対しての支援も可能となっております。</p> <p>このため本市では、やむを得ない事情により恒常的に給食を喫食できない小学校の児童の保護者に対して、給食費相当額（今年度は5,400円）の給付を始める予定です。</p> <p>対象者については、国の方針に基づき、食物アレルギーや疾患、宗教上の理由により給食を食べたくても食べられない児童で、学校に登校し、長期間（年間または学期程度）自宅から弁当を持参して食べている児童を対象者とする予定です。</p> <p>一方で、自己都合による弁当持参者や不登校により給食を食べていない児童については対象外とする予定です。不登校については、基本的には学校に来て給食を食べてほしいと考えているため対象外とするものです。</p> <p>これらを踏まえ、補助金の要綱案を8月の教育委員会会議に提出し、補正予算を9月議会に提出する予定です。</p> <p>なお、令和8年度につきましては、交付金を4月分からいただいているので、補助金の実施はこれからですが、4月まで遡及して給付する予定です。</p>
石原会長	<p>事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見や御質問などございましたらお願いします。</p> <p>徴収計画の説明の中で、過年度分の徴収の際、収納課と学校給食課が合同で臨宅に行っているという話がありましたが、なぜ一緒に行っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>給食費を収納課に移管している場合は、収納課だけで臨宅に行きますが、移管前の滞納者で、給食費以外の債権にも未納がある場合は合同で臨宅に行く場合があります。</p>
石原会長	<p>徴収の適切化・効率化で御努力されているのは分かりました。ただ滞納者の立場で考えると市のどの課が来たという認識はないので、人件費の面から合同で行く必要はないと思います。</p>
事務局	<p>収納課のノウハウを学び、給食課職員のスキルアップも兼ねて合同で行っています。</p>
諏訪副会長	<p>補助金について、3点質問があります。</p> <p>1点目は、不登校でも給食を止めない方もいらっしゃると思いますが、そういう方は補助金の対象になりますか？</p>

発言者	発言の要旨
諏訪副会長	<p>2点目は、貧困家庭の食事についてです。不登校により給食を食べられないため、家庭での食事が1日1食になってしまっている家庭もあるようです。家庭で昼食を取れるよう、食材の購入状況を見て補助金を出すことは出来ないでしょうか。</p> <p>3点目は、他市の状況について教えてください。</p>
事務局	<p>1点目の給食を止めていない方は、補助金の対象になりません。給食を止めていない方は、食べてはいなくても給食は提供しており、食材費がかかっています。その食材費となる給食費は無償化でタダになりますが、補助金の対象にはなりません。</p> <p>2点目の不登校児童の家庭での昼食代を補助することについては、客観的な審査基準を設けることが難しいため、対象としておりません。</p> <p>3点目の他市の状況についてですが、非喫食者への支援については、自治体の判断に任されており、一律で行うサービスではありませんが、県内の自治体においても、不登校は対象に入れない自治体が多いです。</p>
諏訪副委員長	<p>貧困家庭の食事についての問題は、学校給食ではなく別の支援で考えるべきものですね。</p>
石原会長	<p>他に御意見や御質問などございましたらお願いします。</p>
清水委員	<p>補助金の対象者を小学校の児童30人と想定していると伺いましたが、先の説明で令和7年度食物アレルギー対象者が小中あわせて320人いたと伺いました。320人のうち30人分を予算措置したということでしょうか。</p>
事務局	<p>食物アレルギー対象者は、給食を食べていてアレルギー対応している児童生徒の数です。補助金の対象は、食物アレルギーや宗教上の理由によりすべての給食を食べず弁当を持参している児童が対象です。そういう方がどれぐらいいるか学校に調査した結果15名程度おり、今後増える可能性を鑑み30人と想定しました。</p>
清水委員	<p>この制度を導入することによって、部分的にお弁当を持ってくる児童が、すべてお弁当に切り替える可能性があるかもしれないとお話がありました。入学児童の幼さや保護者の意識の低さ、ハラルなどの多様性、教員の若年化による経験不足などにより、個別の対応を丁寧にすることが現場の負担を増やし、事故につながりかねない危険な状況にあると実感していたところでしたので、今回の補助金は、この状況を改善できるのではと期待しました。</p>

発言者	発言の要旨
清水委員	給食での個別対応を弁当持参に切り替えていただくために使ってもいいのでしょうか。それとも、あくまでも経済的支援が目的でしょうか。
事務局	このたびの補助金は、現在、給食を食べていて多くの取り除きをしている児童の保護者が、補助金が出るのであれば無理に給食を食べずに弁当に切り替えることも想定して予算措置しております。取り除きの多い児童は、弁当に切り替えることで、児童の安全確保と教員の負担軽減につながると考えています。
清水委員	補助金の制度が確定したら保護者へはどのように案内されますか。
事務局	案内については、2通りの方法を検討しています。 1つ目は、現時点で弁当を持参していて対象となる御家庭に個別通知をする予定です。 2つ目は、現在は給食を食べているが、お弁当に切り替えた方が安全に喫食できるという御家庭にもこの制度を知ってもらうために、献立表などで全家庭に案内する予定です。
石原会長	他に御意見や御質問ありますか。
委員一同	《なし》
石原会長	無いようなので、議題③を了承してよろしいでしょうか。
委員一同	《異議なし》
石原会長	それでは、議題③について了承いたします。 次に議題④の「ふじみ野市学校給食における食物アレルギー対応について」事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局から御説明する前に、皆様に御承知おき頂きたいことがございます。 まず、学校での食物アレルギー対応は、学校の管理職、養護の先生と保護者が毎年面談を行い、学校で決定することになっています。 そこで、各校が食物アレルギー対応を決定するにあたり、市として一定の方針を示して学校を支援する必要がある、自治体ごとに「食物アレルギー対応に関する委員会」の設置が文科省の指針において推奨されているところです。本市ではその役割を、校長先生をはじめ、医師・薬剤師の先生方、そして保護者の代表者等で構成されています当審議会の皆様に担って頂きたいと考えております。

発言者	発言の要旨
事務局	<p>このことを踏まえ、本市の食物アレルギー対応のお話を聞いていただければと思います。</p> <p>(資料4に沿って説明)</p> <p>2点お知らせがあります。</p> <p>1点目が、前回の審議会で御意見いただいた、保護者・学校・学校給食課の3者で行う食物アレルギー対応食の個別面談の時間短縮についてです。今年度から内容を一部変更して実施します。対応食に関する共通事項については、保護者の理解を図るため3回の機会(説明会・就学時健康診断・個別面談)を設けて説明してきましたが、今年度から食物アレルギー説明会及び就学時健診の2回とし、対応食希望者にはなるべく説明会に参加いただくよう呼びかけます。都合がつかない方には個別対応する予定です。就学時健診で保護者と学校給食課が面談するときに、個別面談でお渡ししていた資料を用いて説明を行う予定です。これにより、個別面談では共通事項の説明は省き、個別事項のみ確認するよう変更します。</p> <p>2点目ですが、埼玉県教育委員会より、学校におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点滴薬「ネフィー」の投与について通知がありました。児童生徒に代わり教職員が「ネフィー」を投与する行為については、一定の条件を満たしたら医師法違反にあたらないという解釈が示されました。これに伴い、埼玉県の学校生活管理指導表の様式が改訂されましたので、ふじみ野市の学校生活管理指導表も同様に改訂する予定です。</p>
石原会長	<p>事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見や御質問などございましたらお願いします。</p>
清水委員	<p>教職員も「ネフィー」を使用することが出来るようになったとのことですが、使用方法について教職員に研修等をする予定はありますか。</p>
事務局	<p>研修については、所管が学校教育課になります。研修を実施するかどうかは現在未定です。使用方法については、県の通知にもありますように製造会社のホームページにガイドブックや教職員向けの動画がアップされていますので、そちらをご活用ください。市教委主催の研修等については決まりましたら所管課からお知らせします。</p>
清水委員	<p>教職員が研修を受ける前に、保護者から「ネフィー」の投与を依頼され、スキルや心構えを身に着ける前に使用する可能性があることは心配な状況です。</p>

発言者	発言の要旨
立麻委員	<p>私も動画を確認しました。「ネフィー」は鼻にシュッと入れることができる液で、使用方法はエピペンより簡単なので、教職員の負担はかなり下がると思います。</p> <p>児童生徒本人もできるので、とてもいいものが出たと思っていただければと思います。</p>
清水委員	<p>簡単に使用できることは理解しました。ただ、準備が整わないうちにスタートすることが学校としては不安に思います。簡単に使用できるとしても、命に係わることでかつ教職員は医者ではないので、学校がそれぞれ動画を見て研修するのではなく、市教委主催の研修を検討していただきたい。食物アレルギー対応は、例えば水泳学習などと同じレベルで死亡事故につながる恐れがあるものと思っています。</p>
石原会長	<p>他に御意見や御質問などございますか。</p>
清水委員	<p>今回説明いただいたアレルギー対応の話は、すべての教職員が知っておくべきものと考えますし、保護者にも知っていただきたいです。説明していただいた内容を動画にして、いつでも見られるようにしていただけないでしょうか。</p> <p>また、「スイカ」を食べて初めてアレルギー症状が出てしまった児童がいました。「手作りマドレーヌ」の誤食もありました。</p> <p>アレルゲンとなる食材はなるべく出さないようにしていただけないでしょうか。特に子どもたちが楽しみにしているデザートには、極力アレルゲンとなる食材は使用しないでいただきたいです。</p> <p>最後に、本校において来年度からの新小学1年生のアレルギー面談の進め方を見直しました。入学前の年度末に実施するのではなく、入学後担任が決まった時点で、給食が始まるまでに、保護者・管理職・担任・食育または保健担当で面談を実施することにしましたがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>御提案いただきました3点のうち、1点目の説明動画については、今後検討させていただきます。</p> <p>2点目の「スイカ」や「マドレーヌ」などのアレルゲンとなりうる食材の使用については、すぐ結論を出せることではないので、この場での回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>3点目のアレルギー面談の実施方法についてですが、アレルギー面談にはアレルギー対応食の面談と基本食で資料提供を受けている方の面談があります。対応食の面談については、保護者・学校・学校給食課の3者で例年1月末から2月に実施していました。こちらにつきましては、対応食を提供するかどうか決定することから、面談時期を後ろにずらすことはできません。</p>

発言者	発言の要旨
事務局	しかしながら、学校の事情も考慮し、今年度よりスタートを早め、12月から2月に実施させていただくことにしました。基本食で資料提供を受けている方の面談については、学校給食課が立ち会わないこと、また、給食喫食時に担任が取り除きを確認する必要があることから、4月に入ってから面談を実施している学校もあります。学校給食課としましては、資料提供の内容に疑義がなければ、4月に実施していただいても構わないと考えております。
清水委員	対応食以外の面談は4月に実施してもよいとのこと、承知しました。
石原会長	他に御意見や御質問ありますか。
委員一同	《なし》
石原会長	無いようなので、議題④を了承してよろしいでしょうか。
委員一同	《異議なし》
石原会長	それでは、議題④について了承いたします。 本日の議題は以上です。 事務局から連絡事項などありますか。
事務局	本日はありがとうございました。次回定例会議は、来年2月頃を予定しておりますが、給食費の改定がある場合は、臨時会を12月頃に開催する予定です。改めて日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いします。事務局からは以上です。
石原会長	ありがとうございました。 以上をもちまして「令和8年度第1回ふじみ野市学校給食センター運営審議会」を閉会します。